

○国際産学連携本部規程

〔平成26年3月27日
法人規程第46号〕

改正 平成27年法人規程第39号
平成27年法人規程第53号
平成28年法人規程第54号
平成30年法人規程第54号

国際産学連携本部規程

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
 - 第2章 本部長等（第4条－第6条）
 - 第3章 国際産学連携本部運営委員会（第7条－第11条）
 - 第4章 国際産学連携本部運営協議会（第12条－第16条）
 - 第5章 開発研究センター（第17条・第18条）
 - 第5章の2 アスレチックデパートメント（第18条の2）
 - 第6章 国際産学連携本部の事務（第19条）
 - 第7章 雑則（第20条・第21条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この法人規程は、国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則（平成16年法人規則第1号）第35条第1項及び国立大学法人筑波大学知的財産規則（平成16年法人規則第12号）第3条第1項に規定する特別な組織として設置する国際産学連携本部（以下「本部」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（本部の目的）

第2条 本部は、国立大学法人筑波大学（以下「法人」という。）における知的財産の活用、地域連携の強化及び国際的な産学連携の推進のための基本的な方針を策定し、法人の社会貢献を推進することを目的とする。

（本部の方針）

第3条 本部は、次の方針を決定する。

- (1) 法人における知的財産の管理に関する基本的な方針
- (2) 筑波研究学園都市内外の研究機関及び企業等との連携強化のための基本的な方針

- (3) 共同研究や知的財産活用の拡充を図るための基本的な方針
- (4) その他、産学連携機能を強化するための基本的な方針

第2章 本部長等

(本部長)

- 第4条 本部に、本部長を置き、産学連携を担当する副学長又は大学執行役員をもって充てる。
- 2 本部長は、本部の業務を総括する。

(本部審議役)

- 第5条 本部に、本部審議役を置き、教授をもって充てる。
- 2 本部審議役は、本部長を補佐し、本部長の命を受け、本部長に事故があるときは、その職務を代行する。

(副本部長)

- 第6条 本部に、副本部長を置き、産学連携部長をもって充てる。
- 2 副本部長は、本部長及び本部審議役を補佐し、本部長及び本部審議役の命を受け、本部の業務を総括整理する。

第3章 国際産学連携本部運営委員会

(国際産学連携本部運営委員会)

- 第7条 本部に、基本的な方針及び本部の運営に関して重要な事項について学内の意見を聴くため、国際産学連携本部運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

(組織)

- 第8条 運営委員会は、次に掲げる者で組織する。
- (1) 本部長
 - (2) 本部審議役
 - (3) 副本部長
 - (4) 本部長が指名する者

(委員長等)

- 第9条 運営委員会に委員長を置き、前条第1号の委員をもって充てる。
- 2 委員長は、運営委員会を主宰する。
 - 3 委員長に事故があるときは、前条第2号の委員がその職務を代行する。

(任期)

- 第10条 第14条第4号の委員の任期は、2年とする。ただし、任期の終期は、委員となる日

の属する年度の翌年度の末日とする。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前2項の委員は、再任されることができる。

(委員以外の出席)

第11条 運営委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

第4章 国際産学連携本部運営協議会

(国際産学連携本部運営協議会)

第12条 本部に、基本的な方針及び本部の運営に関して外部の有識者の意見を聴くため、国際産学連携本部運営協議会（以下「運営協議会」という。）を置く。

(組織)

第13条 運営協議会は、次に掲げる者で組織する。

- (1) 本部長
- (2) 本部審議役
- (3) 副本部長
- (4) 外部有識者
- (5) その他本部長が指名する者

(委員長等)

第14条 運営協議会に委員長を置き、前条第1号の委員をもって充てる。

- 2 委員長は、運営協議会を主宰する。
- 3 委員長に事故があるときは、前条第2号の委員がその職務を代行する。

(任期)

第15条 第13条第4号及び5号の委員の任期は、2年とする。ただし、任期の終期は、委員となる日の属する年度の翌年度の末日とする。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前2項の委員は、再任されることができる。

(委員以外の出席)

第16条 運営協議会は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

第5章 開発研究センター

(開発研究センターの設置及び廃止)

第17条 基本規則施行規程第36条の2第1項に基づき国際産学連携本部に置かれる開発研究センターは、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 主たる運営資金が外部資金による運営であること。
- (2) 学内外の研究者が共同して行う開発研究であること。

2 前項に基づき設置された開発研究センターが、同項各号の要件のいずれかを欠くに至ったと認めるときは、当該開発研究センターを廃止するものとする。

(開発研究センターの組織及び運営)

第18条 開発研究センターの組織及び運営に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

第5章の2 アスレチックデパートメント

(アスレチックデパートメントの組織及び運営)

第18条の2 基本規則施行規程第36条の6第1項に基づき国際産学連携本部に置かれるアスレチックデパートメントの組織及び運営に関し必要な事項は、アスレチックディレクターが別に定める。

第6章 国際産学連携本部の事務

(事務)

第19条 本部に関する事務は、産学連携部が行う。

第7章 雑則

(特定の事項を担当する者)

第20条 本部に、業務の遂行上特に必要がある場合には、特定の事項を担当する者を置くことができる。

2 前項の特定の事項を担当する者は、外部の有識者のうちから学長が本部長の意見を聴いて委嘱する。

(雑則)

第21条 この法人規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この法人規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 産学連携本部規程(平成21年法人規程第31号)は、廃止する。

附 則(平27.4.23法人規程39号)

この法人規程は、平成27年5月1日から施行する。

附 則（平27.6.25法人規程53号）

この法人規程は、平成27年7月1日から施行する。

附 則（平28.3.24法人規程54号）

この法人規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平30.3.22法人規程54号）

この法人規程は、平成30年4月1日から施行する。